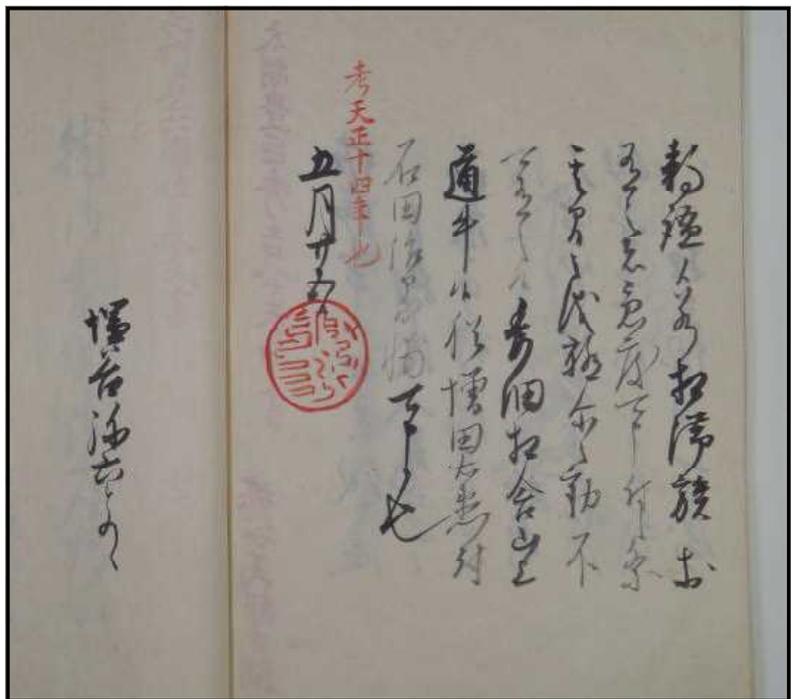


（大閤豊臣秀吉公朱印書）

佐野事無異儀之段
 尤候自然之儀入魂専一候
 家康事種々縁辺等
 儀迄令懇望之条誓帯
 人質以下堅相卜令赦免候
 然而関東之儀近日差越
 使者相立堺目可属



静謐候若相滞族於
 有之者急度可申付候条
 其間之儀聊爾之動不
 可有之候委細相含山上
 道牛候猶増田右衛門尉
 石田治部少輔可申候也
 （考天正十四年也）
 五月廿五（花押）
 塩谷彌六とのへ

平成二十五年七月十三日（土）の初級編では、「豊臣秀吉朱印状」（資料番号 A290-69-3-84）等を教材に使用しました。

秀吉の朱印状

「秋田藩家蔵文書」より

戦国時代以降、武将が政務や軍事に関わる文書に、花押に代わって印章を押すことが盛んになりました。このうち朱印を用いたものを朱印状といいます。

資料は豊臣秀吉による朱印状の写で、天正十四年のものと考えられます。文中には「増田右衛門尉」（増田長盛）や「石田治部少輔」（石田三成）の名前がみられます。

「秋田藩家蔵文書」は、元禄期以降の藩による修史事業の過程で、藩士の所蔵する文書を写しとったものです。平成二十五年三月に秋田県指定有形文化財となりました。公文書館閲覧室では写真による複製本のほか、専用の大型モニターで画像データをご覧いただくことができます。もちろん原資料の閲覧も可能ですので、ぜひご利用ください！